

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 7 月 15 日現在

機関番号：34314

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K08893

研究課題名(和文)高度先端医療の説明義務と裁量に関する倫理・法・社会的視点からの複合的研究

 研究課題名(英文) An Interdisciplinary Study on the Accountability and the Discretion of
Healthcare professionals in the Highly Advanced Medicine from the viewpoints of
Ethical, Legal and Social Issues

研究代表者

村岡 潔 (Muraoka, Kiyoshi)

佛教大学・社会福祉学部・教授

研究者番号：10309081

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、高度先端医療における医師側の裁量権と患者の自己決定権の関係性について、医療・生命倫理・医療社会学・医事法・医学哲学の立場から検討し、主に「高度先端医療における医師の裁量の倫理社会的制御因子と促進因子」について議論した。研究総括としては「これまで医師の裁量が強力過ぎたので、それを抑制し患者の自己決定権を優先するためには、医療と倫理のリテラシーの普及と専門職の倫理規範の確保が緊急に求められる」とした。この見解を関係学会や雑誌に発表し、また、その成果を踏まえ、医療専門職の医療倫理リテラシーを高めるための教科書も今年出版するものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

「高度先端医療における医師の裁量」について生命倫理・医事法・医療社会学の複合的視点に社会調査の結果を加味しつつ考察・探究し、通常医療だけでなく、高度先端医療における医療者、特に医師の裁量権の強さの問題点を改めて世に問うことができる。また、患者側が医療者の説明義務を満した情報開示に基づいて、自己決定権を有用に担保できることが必要であることを改めて強調し、今後の高度先端医療における患者－医療者関係の望ましい構築に向けて役立つものとするものである。

研究成果の概要(英文)：We studied 'Doctor's Discretion versus Patient's Rights of Self-determination' in the highly advanced medicine. We considered them from the viewpoints of the scientific medicine, bioethics, medical sociology, medical law, and medical philosophy, and mainly argued about many "ethical and social controlling factors of the doctor's discretion and promoting factors of the patients' rights of self-determination. We concluded as follows; "It is necessary to restrain the former, and to raise the latter because the doctors' discretion have been too strong. "The spread of the literacy of medical ethics" and "the establishment of ethical codes of healthcare professionals" need to be urgently realized. Based on the achievement, we have made a lots of conference presentations and paper submissions to the related academic societies and we are going to publish a textbook to healthcare professionals to raise their literacy of medical ethics this year.

研究分野：医療社会学、医学哲学、医療倫理

キーワード：医師の裁量権 患者の自己決定権 高度先端医療 インフォームド・コンセント 倫理的法的社会的研究 違法性阻却

1. 研究開始当初の背景

医療行為において医師には一定の裁量権がある。医師の裁量は、通常の医療では患者の自己決定権を保障する範囲内が妥当と言えるが、推進されつつある高度な先端医療における裁量範囲は未整備である。例えば「高度先端医療」として、重粒子線がん治療や予防的乳房切断術等の先端医療では、医師はどのような条件にもとづいて「高度先端医療」の開示や推進を裁量することが望ましいか、また患者側も医師からの情報開示に対してどう最善の自己決定を意思表示できるか等、裁量の研究は不可避である。

研究の背景に関しては、研究代表者・村岡 潔「医師の裁量権と患者の自己決定権：(1)両者は「医療過誤」にどう関わっているのか？」(佛教大学保健医療技術学部論集 (7号), 2013年, 13-25頁(査読有))に基づいている。本稿は、医師の裁量と患者の自己決定の間の対立的ならびに調和的關係について論じる論考の第一部であり、日常診療で「医師の裁量権」と「患者の自己決定権」が、患者-医療者関係(医師-患者関係)で果たす法的・倫理道德的機能について検討したもので、事例に触れつつ「医師の裁量権」と「患者の自己決定権」の両者が「医療過誤」と構造的にどう関わっているのかについて考察している。

20世紀後半からの臨床倫理の戦略は、患者-医療者関係のモデルの中では、牧師モデル(パターナリズム)や工学モデルから契約モデルへと導き、両者の調和を図り、患者の自己決定権(インフォームド・コンセント)を保障することである。また、医事法でも医師の「裁量権」と患者の「自己決定権」の双方が相互に調整される場合を自律の原則が理想的に機能する形態としている。さらに患者-医療者関係の不調和の調停には、これまでのような医事裁判ではなくADRシステムが調和的解決手段と位置づけられる。これは、治療効果が確定している通常の医療での倫理や法理であるが、この理念をバックグラウンドにして、高度先端医療では、同様の問題がどのように処理されるかを研究の対象とするものである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、こうした現状を踏まえ「高度先端医療における医師の裁量」について生命倫理・医事法・医療社会学の複合的視点に社会調査の結果を加味しつつ探究し、それに基づいて、統一的に理解できる「高度先端医療の裁量」概念とその説明義務の範囲を提示し、それに依拠しながら学会発表や出版等による社会への情報発信及び政策提言を行うことである。「高度先端医療」というと、あたかも確立された医療のように聞こえるが、実態は治療効果が確立されたものではなく、実験的治療と同等なので、通常医療とは異なった対応が求められるので、その点を明らかにすることも目的の一つである。

3. 研究の方法

毎年度、3回の研究会(検討会、打ち合わせ会を兼ねる)を開催する。方法論的には、研究班メンバーの文献的研究が基礎となる。研究会では、それぞれのメンバーの研究結果の検討と同時に、関連領域の研究者や識者も招いてヒアリングも行なう。研究会は、各回とも、期間は1~2日かけて集中的に討議する。さらに過去の関連裁判例・学説・先行研究等を収集し、分析する。こうして得られた研究成果は、関係する倫理系社会学系医事法学系学会でシンポジウム、ワークショップ、個別研究報告を行う。

また研究成果の論文は、関連諸学会の雑誌等に寄稿する、等。

4. 研究成果

本研究では、高度先端医療における医師側の裁量権と患者の自己決定権の関係性について、医療・生命倫理・医療社会学・医事法・医学哲学の立場から検討し、主に「高度先端医療における医師の裁量の倫理社会的制御因子と促進因子」について議論した。研究期間中、研究会を計9回開催し、研究代表者の村岡 潔は、「高度先端医療における医師の裁量の倫理社会的制御因子と促進因子をめぐって」を、分担者の山下登「完全な同意能力を有しない認知症患者に対する法的支援のあり方をめぐる日本の現状」を、栗屋剛は「手術誘引をめぐる患者の自己決定権と医師の説明義務」、宍戸圭介「医療政策と医師の説明(義務)」について研究を深めた。研究総括としては「これまで医師の裁量が強力過ぎたので、それを抑制し患者の自己決定権を優先するためには、医療と倫理のリテラシーの普及と専門職の倫理規範の確保が緊急に求められる」とした。

詳細については、村岡が研究代表者としては下記の文献にて発表した。村岡 潔「医師の裁量権と患者の自己決定権：(2)医師の作法と真実告知あるいはパレーシアの倫理をめぐって」佛教大学保健医療技術学部論集 12号 2018年, 67-79頁(査読有)。

村岡 潔「医師の裁量権と患者の自己決定権(3)違法性阻却とインフォームド・コンセント」佛教大学保健医療技術学部論集 13号、2019年、25-35頁(査読有)。本稿は、患者の同意なしの医師の行為は、正当な医療行為に当たるのかという問題点の所在について述べた。つまり、診断術と治療術からなる医療体系を習得している医師が患者に対して行う行為は、無条件で正当な医療行為となりうるのかという問いを検討した。これは、

すなわち、医療行為の違法性阻却の要件についてである。医療行為の違法性阻却を成立させる要件として(1)治療の妥当性(医療水準に合致)、(2)治療の目的の合理性、(3)患者の同意の3要件が必要である。そこで、本科研での課題の、人体実験的手術や医師の専断的治療行為のような行為の違法性が阻却されるためには、この3要件に加えて、他に治療手段がないとする「最後の手段性」の要件も加えるべきことを指摘した。患者 - 医療者間での同意形成の水準は、20世紀半ばからの「ムンテラ」や「説明と同意」という医師本位のものから、患者本位の患者の自己決定権を保障するインフォームド・コンセントの水準まで向上させる方向性が常識化しつつある。これは、インフォームド・コンセントが、患者の自己決定権を担保するものであると同時に、医療者側が自らの医療行為の違法性を阻却するための重要な要件であることを示した。すなわち、高度先端医療の合意形成は、20世紀のニュルンベルグ綱領やヘルシンキ宣言の原点に立ち返る必要があることを示唆した。

村岡 潔「生殖補助技術とその新たな利用法に関する生命倫理的考察」佛教大学保健医療技術学部論集 14号 2020年、3-18頁(査読有)である。本稿では、通常の不妊治療の範囲を超えたART(生殖補助技術 Assisted Reproductive Technology)の新たな代替的利用法も高度先端医療の1つとしてみなして、その合意形成についても患者 - 医療者関係における患者の自己決定権の担保についても先述の論考と同様の示唆を行なった。

さらに、こうした研究の成果を踏まえた医療倫理のテキストとして、今年度、村岡らの編著『患者・医療者のための人権・倫理読本』(法律文化社)を発刊予定である。今後、分担者も、引き続いて各々の専門領域で、研究成果を発表する予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件（うち査読付論文 4件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 8件）

1. 著者名 村岡 潔	4. 巻 13
2. 論文標題 医師の裁量権と患者の自己決定権 (3) 違法性阻却とインフォームド・コンセント	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 佛教大学保健医療技術学部論集	6. 最初と最後の頁 25-35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 村岡 潔	4. 巻 15
2. 論文標題 SOL倫理とQOL倫理 : 障害者の処遇をめぐる学生の意識	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 佛教大学社会福祉学部論集	6. 最初と最後の頁 115-125
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 村岡 潔	4. 巻 9
2. 論文標題 和田心臓移植事件50年: 医療思想史的一考察	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 佛教大学歴史学部論集	6. 最初と最後の頁 25-37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 穴戸圭介	4. 巻 68巻3 - 4号
2. 論文標題 「応招義務を巡る今日の問題 : 渡航移植患者の受入拒否事例について」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 岡山大学法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 362-382
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下 登	4. 巻 平成30年度
2. 論文標題 「先駆的医療行為－臨床研究・先端医療における被験者の保護」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 富山県寄付講義報告論集	6. 最初と最後の頁 1-15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 村岡 潔	4. 巻 12号
2. 論文標題 医師の裁量権と患者の自己決定権(2) - 医師の作法と真実告知あるいはパレーシアの倫理をめぐって	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 佛教大学保健医療技術学部論集	6. 最初と最後の頁 67 - 79
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 村岡 潔	4. 巻 6号
2. 論文標題 死に臨む医療 End of Life Care を担う人々の役割	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 佛教大学総合研究所共同研究成果報告論文集	6. 最初と最後の頁 157 - 167
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 村岡潔	4. 巻 15号
2. 論文標題 私秘的言語と公共的言語～患者・障害者等クライアントの行為のよき理解に向けて	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 佛教大学福祉教育開発センター紀要	6. 最初と最後の頁 57 - 69
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 村岡 潔	4. 巻 第27巻、第1号
2. 論文標題 未破裂脳動脈瘤の予防的手術に見る医師の裁量と患者の自己決定のあり方	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 生命倫理	6. 最初と最後の頁 39-46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 穴戸圭介	4. 巻 38号
2. 論文標題 判例研究 性同一性障害による性別変更を理由とするゴルフクラブへの入会拒否 - 浜名湖観光開発 (浜名湖カントリークラブ) 事件 (東京高裁平成二七年七月一日判決 / LEX/DB 25540642)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 名経法学	6. 最初と最後の頁 67-80
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 村岡 潔	4. 巻 第11号
2. 論文標題 「相関と因果(3)汚染と浄化をめぐって」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 佛教大学保健医療技術学部論集	6. 最初と最後の頁 51-63頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 村岡 潔	4. 巻 第24号
2. 論文標題 「現代医学と仏教医学」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 佛教大学総合研究所紀要	6. 最初と最後の頁 27-38頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計27件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 5件）

1. 発表者名 村岡 潔
2. 発表標題 私秘的言語と公共的言語～患者・障害者等クライアントの行為のよき理解に向けて
3. 学会等名 第37回日本医学哲学・倫理学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 村岡 潔
2. 発表標題 和田心臓移植チームの手術誘因のレトリックをめぐって
3. 学会等名 第30回日本生命倫理学会年次大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 村岡 潔
2. 発表標題 医師の裁量と患者の自己決定(2) インフォームド・コンセントと医療行為の違法性阻却
3. 学会等名 第30回日本生命倫理学会年次大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 村岡 潔
2. 発表標題 医師の裁量と患者の自己決定
3. 学会等名 第5回釧路生命倫理フォーラム
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 粟屋 剛
2. 発表標題 手術誘引研究 札幌医大心臓移植事件を契機として
3. 学会等名 第5回釧路生命倫理フォーラム
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 穴戸圭介
2. 発表標題 手術誘引に関するケース報告
3. 学会等名 第5回釧路生命倫理フォーラム
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 山下 登
2. 発表標題 先端医療における医師の説明義務 日独判例の比較を通して
3. 学会等名 第5回釧路生命倫理フォーラム
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 村岡 潔
2. 発表標題 医師の裁量権と患者の自己決定権(3):違法性阻却とインフォームド・コンセント
3. 学会等名 第2回「高度先端医療の説明義務と裁量に関する倫理・法・社会的視点からの複合的研究」の研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 粟屋 剛
2. 発表標題 手術誘引の研究:外科手術の決定をするのは誰か?
3. 学会等名 第2回「高度先端医療の説明義務と裁量に関する倫理・法・社会的視点からの複合的研究」の研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 穴戸圭介
2. 発表標題 最近の移植に関する調査報告 - 浜松医科大学訴訟案件(第二報) -
3. 学会等名 第36回西日本生命倫理研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 村岡 潔
2. 発表標題 ケアにおける「SOL 倫理とQOL 倫理」再考 医学は人間の生命の価値をはかれるのか?
3. 学会等名 第36回日本医学哲学・倫理学会大会シンポジウム「ケアの問題としての『尊厳死』 尊厳あるいのちをいかに支えるか」
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 村岡 潔
2. 発表標題 病いの二分法としての<Illness/Disease>再考
3. 学会等名 第36回日本医学哲学・倫理学会大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 村岡 潔
2. 発表標題 医療におけるパレーシアの実践に関する一考察
3. 学会等名 日本生命倫理学会 第29回年次大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Awaya Tsuyoshi
2. 発表標題 Humanoids and the Shrinking Society,
3. 学会等名 the 14th International Scientific Conference of the International Society for Clinical Bioethics (ISCB) (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Awaya Tsuyoshi
2. 発表標題 Living Liver Transplant Ethics: KIFMEC case in Japan
3. 学会等名 the 14th International Scientific Conference of the International Society for Clinical Bioethics (ISCB) (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 栗屋剛
2. 発表標題 研究倫理とは何か 研究規制と研究不正
3. 学会等名 第33回日本ストレス学会学術総会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 山下 登
2. 発表標題 認知症患者に対する法的支援のあり方をめぐる日本の現状
3. 学会等名 中国東南大学（南京市）外専プロジェクト（日・中・米における成年後見制度についての比較研究をテーマとする国際ワークショップ） （国際学会）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 山下 登
2. 発表標題 医療事故訴訟をめぐる最近の最高裁判決の動向
3. 学会等名 岡山県医師会学術講演会（日医生涯教育講座）（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 穴戸圭介
2. 発表標題 手術誘引研究の方法論
3. 学会等名 第4回釧路生命倫理フォーラム
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 穴戸圭介
2. 発表標題 最近の移植に関する調査報告
3. 学会等名 第33回西日本生命倫理研究会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 村岡 潔
2. 発表標題 「医師-患者関係の水平化に関する一考察」
3. 学会等名 第35回日本医学哲学・倫理学会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 村岡 潔
2. 発表標題 医師の裁量と患者の自己決定をめぐって～人間ドックのジレンマを例に
3. 学会等名 第28回日本生命倫理学会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 村岡 潔
2. 発表標題 「苦痛・病気・治療・治癒の仕分けとしての『正常』と『病理』」
3. 学会等名 目黒精神保健を考える会・ブシコナウティカ研究会(招待講演)(招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 山下 登
2. 発表標題 患者にとって理解可能な説明のあり方が、手術合併症の表現の仕方、同意書の記載内容、代替的治療法の説明に関して争われた事例
3. 学会等名 第303回 関西医事法研究会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 山下 登
2. 発表標題 医療事故訴訟における慰謝料算定をめぐる諸問題
3. 学会等名 第46回 日本医事法学会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 穴戸圭介
2. 発表標題 Recent Cases Involving Gender Identify Disorder(GID) in Japan
3. 学会等名 国際臨床生命倫理学会 (International Society for Clinical Bioethics) 第13回年次大会 (国際学会)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 栗屋 剛
2. 発表標題 Who is to be blamed? Alana Hotel, Nov. 14th-17th, 2016
3. 学会等名 The 17th Asian Bioethics Conference, (国際学会)
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 村岡 潔、淵上博司、杉本敏夫、山本光昭	4. 発行年 2016年
2. 出版社 メヂカルフレンド社	5. 総ページ数 総頁363頁
3. 書名 看護学入門 5 保健医療福祉のしくみ・看護と法律 (改訂第8版)	

1. 著者名 山下 登(分担執筆) 粟屋剛・山下登・加藤穰・宍戸圭介編著	4. 発行年 2016年
2. 出版社 第15章 医療者の法的義務 第16章 医療事故をめぐる法と倫理 補論(4) 契約/不法行為 補論(5) 家族の法」『生命倫理学講義スライドノート/医療と法〔第3版〕	5. 総ページ数 208頁
3. 書名 ふくろう出版	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	粟屋 剛 (Awaya Tsuyoshi) (20151194)	岡山商科大学・法学部・教授 (35301)	
研究分担者	山下 登 (Yamashita Noboru) (90210418)	岡山大学・ヘルスシステム統合科学研究科・教授 (15301)	
研究分担者	宍戸 圭介 (Shishido Keisuke) (10524936)	岡山商科大学・法学部・教授 (35301)	